

石川県指定構造計算適合性判定機関委任手続要綱

第1 趣旨

この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定により、石川県知事（以下「知事」という。）が法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定を、指定構造計算適合性判定機関に行わせること（以下「委任」という。）とし、法第77条の35の8の規定する委任都道府県知事として必要な手続を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において使用する用語の定義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）及び指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日国住指第4540号）において使用する用語の例による。

第3 委任手続

- 1 委任を受けようとする指定構造適合性判定機関は、別紙様式1による構造計算適合性判定委任申請書（以下「委任申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
- 2 委任申請を受けた知事は、指定構造計算適合性判定機関が法第77条35の2から第77条の35の5までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は知事による指定を受けていること及び委任申請書に法第77条の35の8第1項の規定により公示すべき内容が記載されていると認めるときは、別紙様式2による構造計算適合性判定委任通知書を交付するものとする。

第4 委任解除手続き

知事が法第77条の35の20第1項の規定により委任の解除を行うときは、別紙様式3による構造計算適合性判定委任解除通知書により委任指定構造計算適合性判定機関に通知するものとする。

第5 公示

知事は法第77条第35の8第1項及び第4項並びに法第77条の35の20第2項の規定による公示を石川県公報により行うこととする。

附則

- 1 この要綱は平成27年6月1日より施行する。
- 2 この要綱の定めによる委任に関して必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行日前において行うことができる。
- 3 令和3年4月1日 一部改正

年 月 日

構造計算適合性判定委任申請書

石川県知事 様

住 所
名 称
代表者

建築基準法第18条の2第1項の規定による構造計算適合性判定の委任を受けた
いので下記のとおり申請します。

記

- 1 名 称
- 2 住 所
- 3 業務区域
- 4 業務を行う事務所の所在地
- 5 構造計算適合性判定業務範囲
- 6 業務の開始日

第 年 月 日 号

構造計算適合性判定委任通知書

指定構造適合性判定機関 様

石川県知事 印

建築基準法第18条の2第1項の規定により下記のとおり構造計算適合性判定を
委任する。

記

- 1 名称
- 2 住所
- 3 業務区域
- 4 業務を行う事務所の所在地
- 5 構造計算適合性判定業務範囲
- 6 委任の開始日

第 年 月 日 号

構造計算適合性判定委任解除通知書

指定構造適合性判定機関 様

石川県知事 印

建築基準法第77条の35の20第1項の規定により 年 月 日付
で委任した下記の構造計算適合性判定構造計算適合性判定を解除する。

記

- 1 委任の解除を行う構造計算適合性判定
- 2 委任解除年月日